

やま と ちょう

山 都 町

新町建設計画

概要版



潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち

平成16年9月

矢部・清和・蘇陽合併協議会

～ 目 次 ～

新町建設計画について	1
計画策定にあたって	1
計画の主旨	1
建設計画の期間	1
計画策定の手順	2
1 合併の必要性	3
2 主要指標の見通し	5
将来人口	5
年齢別人口	6
世帯数	6
財政計画	7
財政計画表	8
3 新しいまちの基本理念	9
4 新町の主要施策	10
自ら考え行動する自立の風	11
むらの自慢を運ぶ風	13
自然と環境にやさしい風	14
生涯現役百彩（百歳）の風	15
過去と未来をつなぐ風	16
5 土地利用構想	17
土地利用ゾーニング	17
6 新町のくらし	18

新町建設計画について

計画策定にあたって

少子高齢化や地方分権の進展、日常生活圏の拡大などにより多様化する住民ニーズに対応できる自治体のあり方が問われています。そのための手法として、市町村合併により、行政改革の推進や財政基盤の強化を図り、住民の福祉に寄与できる自治体の創造が期待されているところです。

そのためには、地域自らの責任において地域政策を立案し実行するという地方分権の視点に立ち、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりを通じて、住民自治の確立と地域の発展を促す必要があります。

したがって3町村の合併は、地方分権時代において住民が主役である自治体のあり方を3町村がともに考え、単独町村では対応困難であった課題にも取り組み、多様な住民ニーズに対応できる自治体をつくる貴重な機会といえます。

以上の観点から、本建設計画は、3町村の合併における効果や懸念事項を明確にするとともに、合併後の新町の将来ビジョンを示す重要な計画となるものです。

計画の主旨

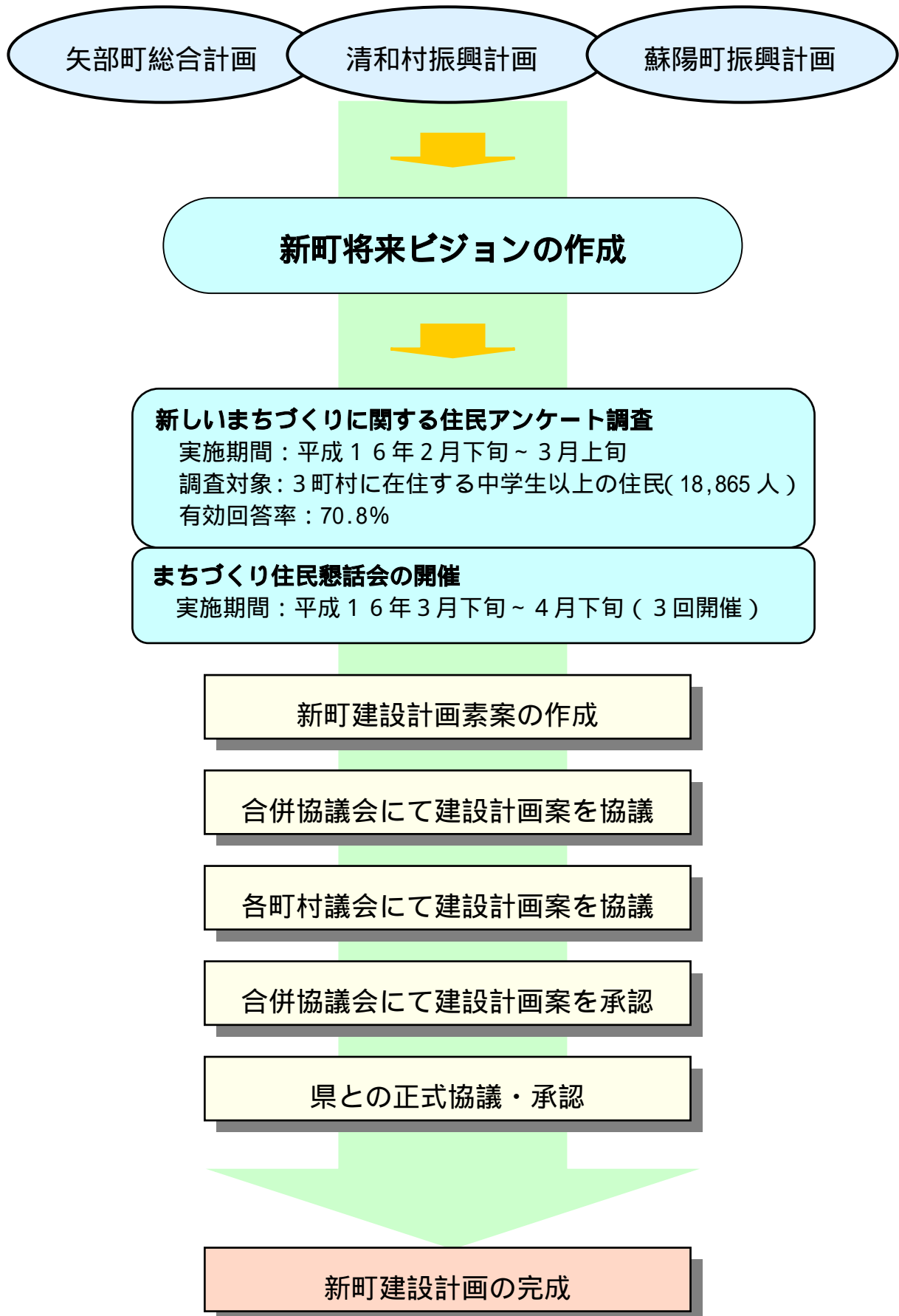
新町建設計画は、既に策定されている基本理念、将来像、及びその将来像を実現する5つの柱等を継承しつつ、合併に伴う新町の将来構想を描くとともに、その実現を目指し、新町の発展的な建設に向けた基本方針等を定めるものです。

建設計画の期間

計画の期間は、平成17年度～平成26年度の10年間とします。



計画策定の手順

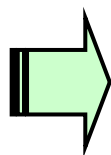


1 合併の必要性

近年の町村における行政運営を取り巻く環境や住民ニーズが大きく変化しており、個々の自治体では対応しづらい面が数多くみられるようになりました。これらに対応する方策として、町村合併は有効な手段のひとつであると考えられます。

1) 地方分権の推進による地方の自立が求められています

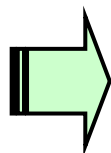
地方分権の進展に伴い、市町村への権限移譲が進み、住民に最も身近な行政主体である市町村は、自己決定、自己責任の原則のもと、今後、益々効果的かつ効率的な行政サービスの提供が求められています。



合併によるスケールメリットを活かし、地方の自立に欠くことのできない自主的な行政運営が可能となるよう、自治能力の強化を図るとともに、効果的な事業の推進を図る必要があります。

2) 少子高齢化の進展にともない社会構造が変化しています

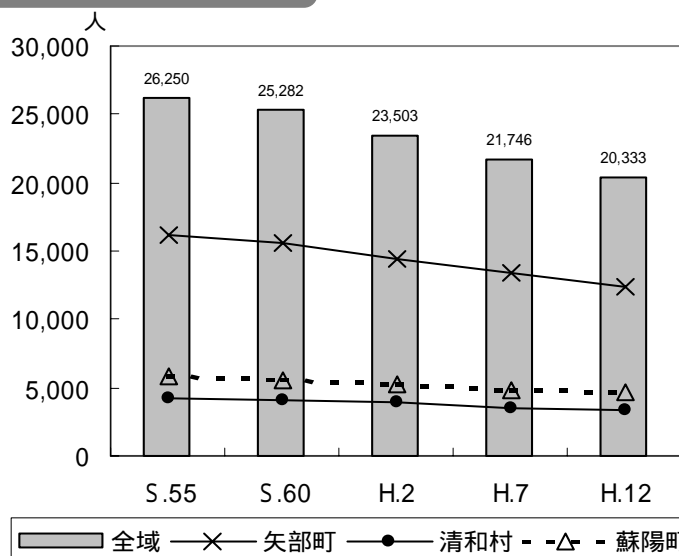
少子高齢化の進展にともない、地域の担い手となる生産年齢人口が減少し、社会構造は大きな転換期を迎えています。今後も人口減少が予想され、その対策が急務となっています。



あらゆる世代にとって暮らしやすいまちにするため、生活基盤の整備や交通網の確保、保健・医療・福祉サービスの充実など、安心して子育てや高齢者が暮らせる環境の整備が必要です。

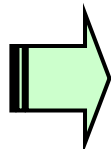
人口の推移

新町全域の総人口は、平成 12 年の国勢調査によると 20,333 人であり、昭和 60 年以降は 5 年単位でそれぞれ約 1,700 人減少しています。



3) 拡大する生活圏に対応した自治体のあり方が問われています

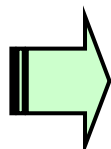
交通網の整備や情報通信技術の発達等にともない、通勤・通学・買い物等の住民の日常生活における行動範囲が広域化し、行政に対する住民ニーズも多様化しています。



住民の行動範囲に対応した広域的かつ一体的なまちづくりを進めるとともに、地域行政の体制やサービスのあり方を見直す必要があります。

4) 多様化する行政課題に対応する人材の確保が必要です

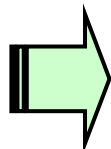
地方公共団体における危機管理機能の強化や高齢化に対応した多様な介護保険サービスの提供、環境保全の推進並びに情報化社会への対応など、高度で専門的な知識や実効性のある行政サービスが求められています。



合併により一体的・計画的な行政施策を推進し、住民生活に身近な行政サービスの充実を広域的かつ効率的に図っていく必要があります。そのためにも、行政課題に対応できる人材の確保が必要です。

5) 単独市町村では今後厳しい財政運営が予想されます

国・地方財政においては、三位一体の改革にともなう国庫補助負担金の削減や地方交付税の削減、長引く景気低迷による税収の落ち込みにより、大幅な財源不足が生じています。



3町村の歳入に占める割合が最も大きい地方交付税の削減は、今後も継続すると思われ、また、税源の乏しい当地域にとっては一層厳しい財政運営が予想されます。



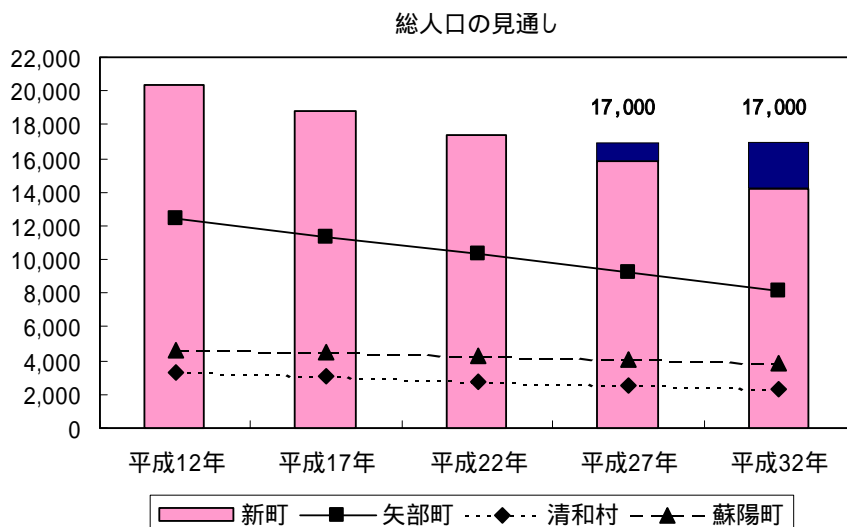
2 主要指標の見通し

将来人口

新町を構成する3町村の人口は、一定の減少傾向を示しており、今後もこの傾向が継続すると想定して、将来人口推計システムに基づき推計した結果、本計画の目標年次となる2015年(平成27年)には、15,840人になるものと考えられます。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
矢部町	12,386人	11,348人	10,288人	9,203人	8,097人
清和村	3,279人	3,032人	2,782人	2,544人	2,304人
蘇陽町	4,668人	4,480人	4,300人	4,093人	3,829人
新町	20,333人	18,860人	17,370人	15,840人	14,230人

しかし、合併に伴う各種施策の展開により、政策目標要因(努力目標)を加え、2015年(平成27年)目標を平成22年水準の17,000人と設定しました。



2000年(平成12年)人口 20,333人

目標人口

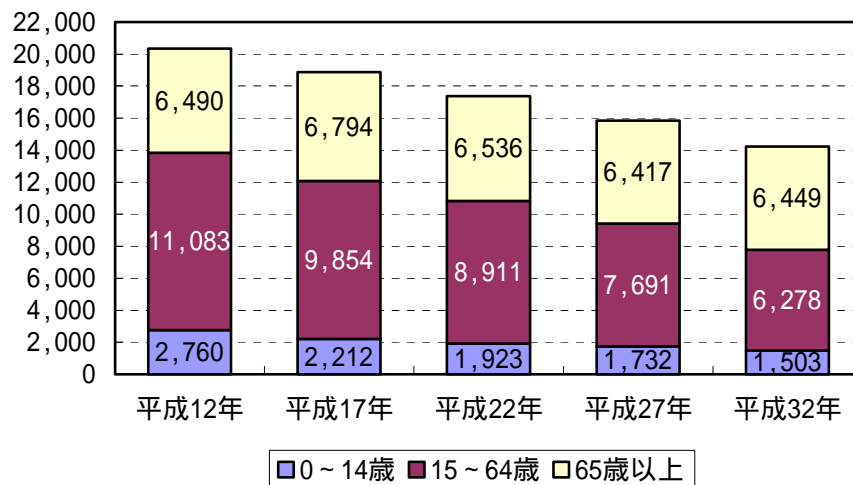
2015年(平成27年)人口 17,000人

年齢別人口

年齢別人口の将来推計では、少子・高齢化が進み、2015年（平成27年）には高齢者率が40%を超える結果となっており、それに反比例して年少者数は年々減少していき同年には総人口の11%に満たない状況となります。

新町の年齢別人口の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
0～14歳	2,760	2,212	1,923	1,732	1,503
15～64歳	11,083	9,854	8,911	7,691	6,278
65歳以上	6,490	6,794	6,536	6,417	6,449
高齢者率	31.9%	36.0%	37.6%	40.5%	45.3%
年少者率	13.6%	11.7%	11.1%	10.9%	10.6%
総人口	20,333	18,860	17,370	15,840	14,230

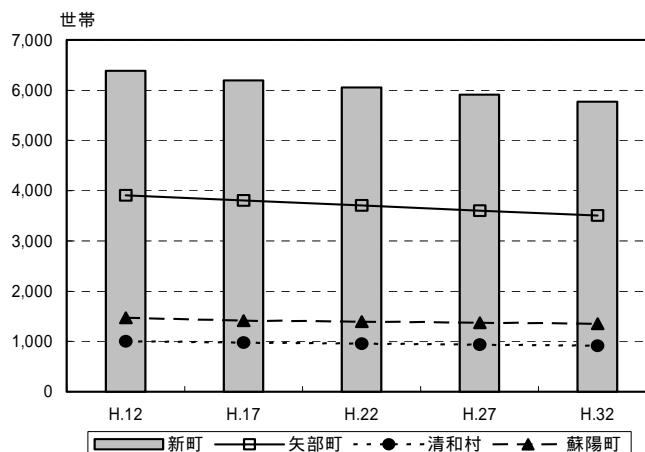


世帯数

世帯数については、トレンド推計による将来予測を行った結果、2015年（平成27年）には5,912世帯となり、2000年（平成12年）と比較して472世帯の減と予想されます。

新町の世帯数の推計

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
矢部町	3,910	3,806	3,705	3,604	3,503
清和村	1,003	977	955	934	912
蘇陽町	1,471	1,414	1,394	1,374	1,354
新町	6,384	6,197	6,054	5,912	5,769



財政計画

新町の財政計画は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間について、歳入・歳出の項目毎に過去の実績を勘案して推計し、普通会計ベースで策定したものです。

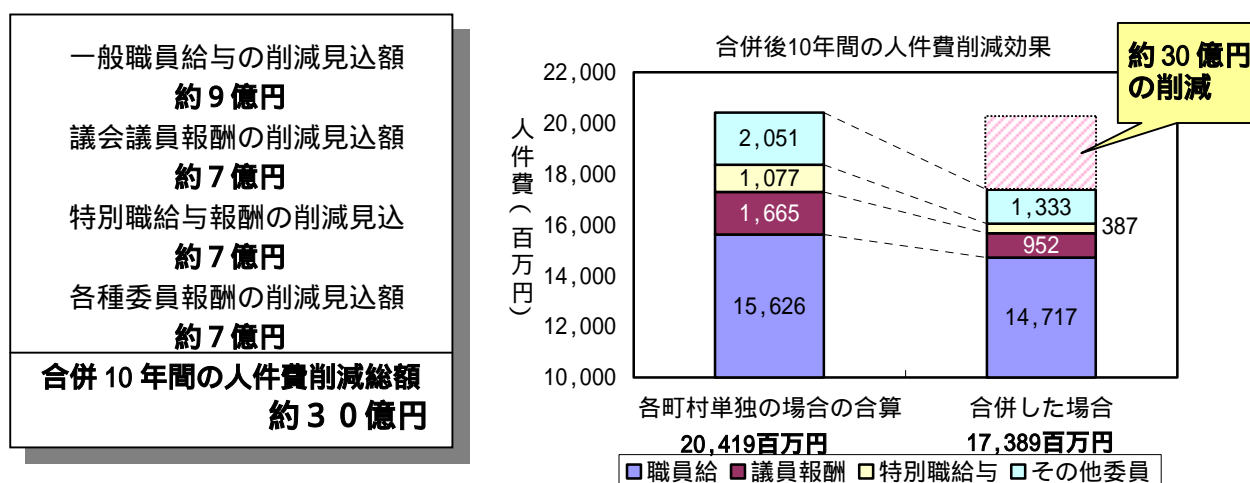
策定においては、合併後の 10 年間及びそれ以降の新町の健全な財政運営を堅持することを前提とし、合併特例債等の国・県の財政支援措置を考慮しています。

1 計画作成上の推計方法

財政計画は、矢部町、清和村、蘇陽町が現状のまま推移した場合の収支見込額を基準とし、歳入・歳出各項目毎に、条件を定めて推計しています。

2 合併に伴う人件費の削減効果

合併により、特別職（町村長、助役、教育長等） 議会議員、一般職員、各種委員（教育委員、農業委員等）が、新しい町の規模に見合った数まで削減されるため、合併後 10 年間の総額で、約 30 億円の人件費が削減できると見込まれます。



3 合併に伴う財政支援措置

(1) 地方交付税に係る財政支援措置

普通交付税による財政支援措置：合併後 5 年間で総額 2 億 5 千万円

特別交付税による財政支援措置：合併後 3 年間で総額 5 億 4 千万円

普通交付税算定の特例（合併算定替）：合併後 10 ヶ年度は、合併しなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障。更に、5 ヶ年度は激変緩和措置。

(2) 国、県の補助

合併市町村補助金（国）：合併後 3 年間で総額 2 億 7 千万円

市町村合併特別交付金（熊本県）：合併年を含めた 5 年間で総額 6 億円

(3) 合併特例債

合併後のまちづくりのための建設事業：合併後 10 年間で総額 85 億 5 千万円

合併後の振興のための基金造成：合併後 10 年間で総額合計 15 億 4 千万円

*上記の合併特例債の元利償還額の 70%は、後年、普通交付税措置されます。

財政計画表

歳入

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地方税	1,100	1,095	1,091	1,086	1,082	1,078	1,073	1,069	1,064	1,060
地方交付税	6,478	6,381	6,364	6,136	6,164	6,211	6,207	6,278	6,279	6,309
国・県支出金	1,997	2,093	1,998	1,913	1,918	1,924	1,929	1,934	1,940	1,945
地方債	1,854	1,851	1,850	1,840	1,838	1,270	1,266	1,266	1,263	1,261
その他	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,059
歳入合計	12,489	12,480	12,363	12,035	12,062	11,543	11,535	11,607	11,606	11,634

歳出

(単位：百万円)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人件費	2,562	2,450	2,394	2,311	2,281	2,204	2,144	2,029	1,967	1,876
扶助費	643	650	656	663	670	676	683	690	697	704
公債費	1,983	2,045	2,156	2,178	2,086	2,127	2,142	2,234	2,305	2,338
物件費	1,523	1,508	1,493	1,478	1,463	1,449	1,434	1,420	1,406	1,392
普通建設事業費	2,652	2,714	2,564	2,318	2,488	2,025	2,089	2,208	2,224	2,335
その他	3,126	3,113	3,100	3,087	3,074	3,062	3,043	3,026	3,007	2,989
歳出合計	12,489	12,480	12,363	12,035	12,062	11,543	11,535	11,607	11,606	11,634

(注意)

上記の計画については平成16年度に策定したものであり、今後国により決定される年度毎の地方財政計画等の動向によっては、見直しが必要となる場合もあります。

財政用語解説

- 普通会計 …………… 市町村が行う行政サービスなどの基本的な収入支出をするための会計を指し、水道などの公営企業会計や国民健康保険などの事業会計を除く特別会計と一般会計を合算したもの
- 地方税 …………… 住民の皆さんが市町村に納める税金（住民税、固定資産税など）
- 地方交付税 …………… 市町村の規模や財政力に応じて一定の行政運営をするため国から交付されるもの
- 国・県支出金 …………… 建設事業やソフト事業など、特定目的の財源として国や県から交付されるもの
- 地方債 …………… 大規模な事業などを行うために、国・県や金融機関などから借り入れる資金
- 人件費 …………… 特別職・一般職の給与や、議員・各種委員の報酬
- 扶助費 …………… お年寄り、障害者、乳幼児、生活困窮者などに対する社会保障に係わる経費（医療費助成、児童扶養手当、生活保護費など）
- 公債費 …………… 大規模な事業などを行うために、借り入れた資金の返済金
- 物件費 …………… 委託料や光熱水費、事務機器借上費、消耗品など
- 普通建設事業費 …………… 道路、公園、学校などの整備に要する経費

3 新しいまちの基本理念

3 町村は農林業を基幹産業として栄え、地域の自然や環境を活かした取組みで、人と自然がおりなす個性的な地域づくりが行われてきました。ある面では、人々の心のふる里として癒しの空間を提供し、田舎のすばらしさを伝承してきたといえます。

こうした共通点の多い3 町村が力を合わせ「自ら考え行動する」という住民自治の精神と「お互いが支え合い人に優しい生きがいのあるまちづくり」を行うことによって、九州の“どまん中”にある誇れる田舎づくりが可能となります。そして、そこには自然と産業が一体となった「自然と共生する美しいまち」があり、地域の文化や伝統を支える人材が育っていきます。

河川の上流域に住むものとして、命の源といえる「水」「土」「緑」を守り育て、未来の子どもたちへ残していくことは、50年後、100年後の将来を見据えた私たちの役目でもあります。この九州の鼓動が聞こえる自然豊かな大地から「風」を興し、「いのちの理想郷」という郷（くに）づくりを目指していきましょう。

新町の将来像を実現するため5つの柱（風）を掲げ、その柱（風）に基づく基本方針を設定し、具体的な重点施策を検討します。また、これらを実践する「新町建設の根幹となる主要施策」を積極的に取り組むことで、産業基盤や生活基盤が整えられ、就業者の所得向上並びに若者の定住が進み、更にはUターン者による定住の増加が期待できます。その結果、『過疎からの脱却・地域の再生』という地域の抱える最も重要な課題の解決に結びつくものと考えます。

《新町の将来像》

～ 潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち～

Uターン

地方圏での移動パターンをいうもので、Uターンは都市等に就学・就職した人が、ふるさとで就職すること。Jターンは、大都市に就学・就職した人が、ふるさとの近くの都市で就職すること。Iターンは、都市出身者等が地方圏に就職すること。

4 新町の主要施策

【将来像】

【基本理念】

【主要施策】

潤い、文楽、そよ風でつづる新しいまち
 くみんで興そう！
 新しい風

自ら考え行動する 自立の風

住民自治・住民参画
社会のまちづくり

コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進
 地域住民の声を反映できる体制づくり
 男女共同参画社会づくりの推進
 行政機能の充実と行政改革の推進

むらの自慢を運ぶ 風

自然と産業が一体となったまちづくり

農林業の基礎的条件整備の推進
 気候風土を活かした環境保全型農業と安心・安全の産品づくりの推進
 付加価値のある地場産業の振興
 商店街の振興と経営力の向上
 広域的な交流の促進
 観光資源を活かしたまちづくりの推進

自然と環境にやさしい風

自然と共生する美しいまちづくり

環境保全と循環型社会の推進
 浄化槽の整備・推進
 自然エネルギーの活用と推進
 交通ネットワークの整備など安全で快適な生活環境の整備
 情報通信体系の整備

生涯現役百彩（百歳）の風

人にやさしい生きがいのあるまちづくり

健康増進のための施策の推進
 医療体制の充実
 ユニバーサルデザインの推進
 ボランティア活動の推進
 交通弱者に配慮した公共交通機関の運用
 みんなにやさしいまちづくりの推進
 人権教育と人権啓発の推進

過去と未来をつなぐ風

人と文化と伝統をはぐむまちづくり

文化の香り高いまちづくりの推進
 生涯学習の視点に立った社会教育の振興
 地域と密着した学校教育の推進と施設の充実
 人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

過疎からの脱却・地域の再生

1 自ら考え行動する自立の風 (住民自治・住民参画社会のまちづくり)

地方分権化社会への転換が進む中、町村は地域の特性を活かした個性的なまちづくりを推進するとともに、自ら考え責任をもって行動することを基本とする行政運営が求められています。

新町においては、地域間の相互交流と理解を深め、住民が主体となったまちづくり活動の支援を行っていきます。特に、現在の駐在区・区長制度を発展させ、新たに自治振興区（仮称）制度を設け、補完性の原則に基づく自立した地域づくり活動の推進を図ります。



コミュニティ活動の支援や地域の個性を活かした地域づくりの推進

自治振興区制度の整備 自主的活動の支援

多様な人々による交流の場の提供

地域住民の声を反映できる体制づくり

地域審議会 の設置 住民参加を支援する行政組織体制の確立

開かれた行政づくり

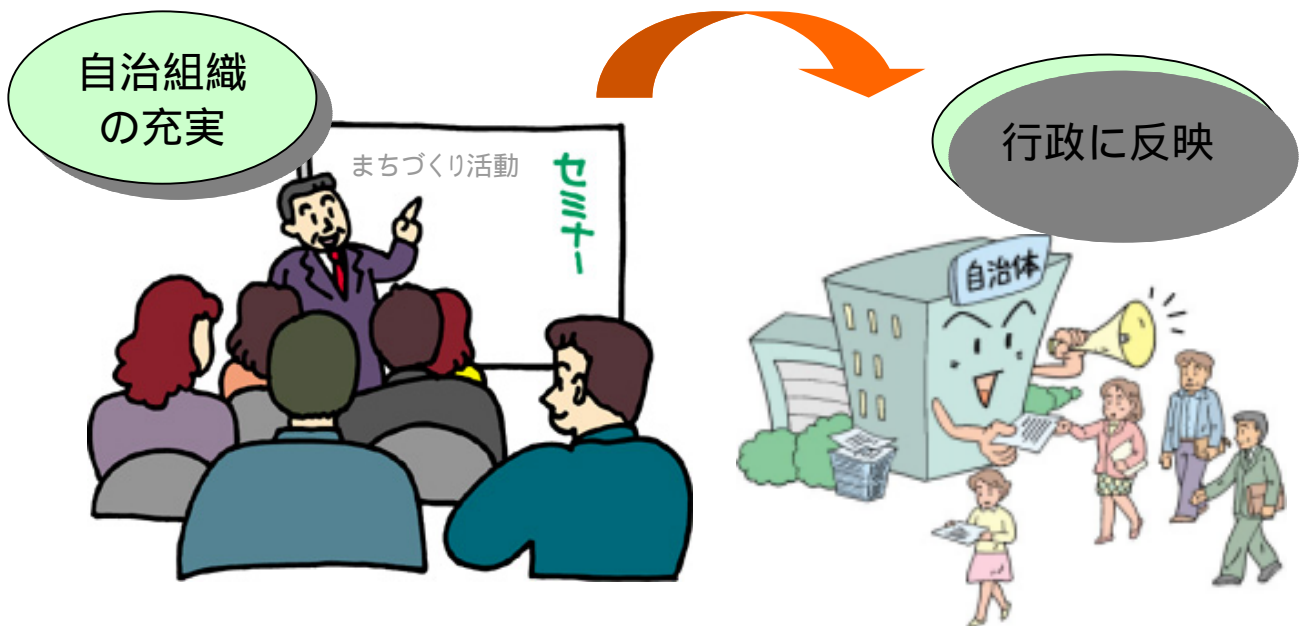
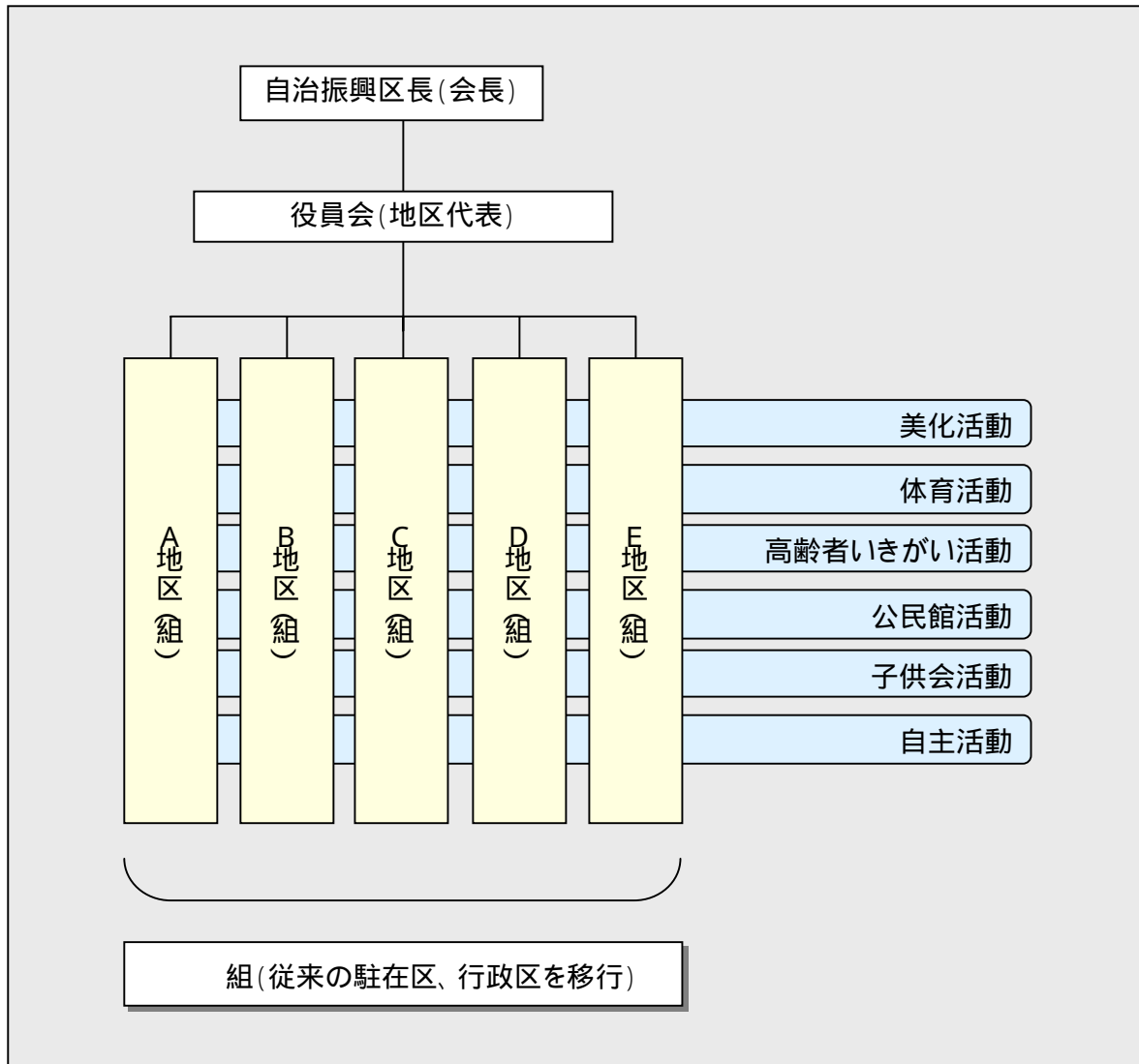
女性グループのリーダー育成 各種委員会等への女性の積極的登用

本庁・総合支所の整備・充実 効率的な行政運営の推進

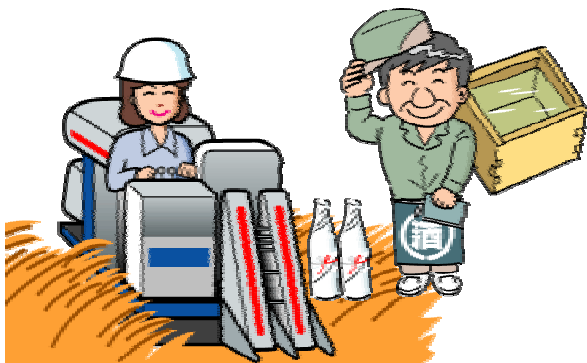
地域審議会

平成 11 年 7 月の合併特例法の改正により、旧市町村の区域ごとに、新町長の諮問により審議または意見を述べる審議会（地域審議会）の設置が可能となりました。これは、合併前には一体的に施策が実施されてきたものの、合併によって行政区域が拡大することにより、住民の意見が合併町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念に対応しようとするものです。

自治振興区組織のイメージ図



2 むらの自慢を運ぶ風 (自然と産業が一体となったまちづくり)



新町は、豊かな自然や歴史的な遺産、伝統的な文化やブランドとして広く知られる農産物など多様かつ特徴的な資源に恵まれており、これらの地域資源を有効活用し、新たな枠組みで連携・融合を図っていく必要があります。

新町においては、地場産業である農林業の所得向上や商工業などの就業の場の創出を行い、若者の定住が可能となるようなまちづくりを進めます。

農林業の基礎的条件整備の推進

農業基盤整備 担い手の確保 女性農業者、高齢者農業の支援
 畜産業の振興 林業基盤整備 森林の公益的機能の保全
 林業担い手の育成・確保 特用林産物の産地化 森林空間の利用促進

環境保全型農業の推進 地産地消と安心・安全の産品づくり

付加価値のある地場産業の振興

特産品の開発とブランド化 企業誘致と後継者の確保、育成
 観光と他産業との連携

商店街の振興と経営力の向上

商店街の賑わいの再生 経営能力の向上

広域的な交流の促進

広域連携・交流の促進 国際交流の促進

観光資源を活かしたまちづくりの推進

観光資源の活用 観光施設の整備と広域観光・交流の推進

3 自然と環境にやさしい風 (自然と共生する美しいまちづくり)

多様化する環境問題に対応し、森林や草原、清冽な水、これらを含み込む清澄な空気など、大切な地域資源である豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、自然を敬い、自然とともに生きる循環型社会を構築し、快適かつ安心・安全なまちづくりを進めます。



環境保全と循環型社会の推進

水環境の整備 大気環境の保全 良好な森林空間づくり
廃棄物対策の推進

浄化槽の整備

水力、風力、太陽光発電等の開発、検討

交通ネットワークの整備など安全で快適な生活環境の整備

九州横断自動車道延岡線の早期整備 幹線交通ネットワークの整備
町道の整備 公共交通の充実 上水道、簡易水道の整備・推進
地域・生活関連施設の整備や景観形成への取り組み
住まいづくりの推進 消防・防災体制の充実 防犯対策の推進
交通安全の推進

情報通信体系の整備

地域情報化の推進 情報通信基盤の整備
統合型データベース・システムの構築

4 生涯現役百彩（百歳）の風 （人にやさしい生きがいのあるまちづくり）



健康づくり推進体制の充実など、健康づくり施策の展開を図りながら、救急医療体制の充実など、行政だけではなく地域に住むすべての人々が福祉や子育てを身近な問題として認識し、各種の福祉活動に自主的・主体的に参加・協力していく地域福祉の推進を図ります。

また、女性・高齢者・障害者・外国人等の人権問題についての啓発活動等を推進します。

健康増進のための施策の推進

健康づくりの推進 スポーツ施設の拡充

医療体制の充実

医療体制の充実・強化 医療施設の連携

公共施設の整備、充実 啓発活動の推進

ボランティアグループの育成・支援

公共交通機関の充実

高齢者福祉の充実 地域福祉の充実 障害者福祉の充実

少子化・子育て支援対策の充実 青少年健全育成

保健・医療・福祉を支えるマンパワーの育成

人権教育と人権啓発の推進

人権教育の推進 人権啓発の推進

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは英語で「普遍的な、すべての」という意味。したがってユニバーサルデザインとは、製品・建物・環境をあらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念。障害・年齢・性別・国籍等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすくすることを前提としたこの概念は、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱されました。

5 過去と未来をつなぐ風 (人と文化と伝統をはぐくむまちづくり)

歴史や伝統文化に親しめる環境づくりを進め、保存伝承を図るとともに、各種の文化行事の展開、公立文化施設の整備など文化を核とした人づくり、地域づくりを推進し、芸術・文化活動に対する支援や担い手育成を進めていきます。



文化の香り高いまちづくりの推進

文化活動の推進 歴史文化の保存伝承 文化施設の整備

生涯学習の視点に立った社会教育の振興

生涯学習推進体制の整備 生涯学習基盤の整備

地域と密着した学校教育の推進と施設の充実

学校教育の充実 教育環境の整備

人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

人材育成 地域教育力の向上



5 土地利用構想

土地利用ゾーニング

新町を4つのゾーンに分けて、各ゾーンが持つ特色を發揮しながら、機能的な役割分担と連携を図り、新町の一体的な発展につなげていきます。

自然環境・集落環境調和ゾーン

- ・森林資源や美しい景観をなす河川環境を保全します。
- ・林業の振興を進め、保健、休養、レクリエーションの場として活用します。
- ・集落は定住化を促進し、自然環境と集落環境の調和を図ります。

農業振興・農村集落調和ゾーン

農業基盤整備や農道整備を進め、加工品や特産品づくりなど高付加価値化を図った農業の振興を図ります。

市街地ゾーン

商業や公共施設の集積地であり、地域内外の交流を促進する道路等の基盤整備や商業振興を図ります。

自然環境保全ゾーン

九州中央山地国定公園の区域であり、樹林地・生態系や優れた景観などの維持保全を図りつつ、自然環境学習や都市住民との交流を進めます。

■地域将来構想図



6 新町のくらし

合併協議会で確認した合併協定項目の主な内容をお知らせします。合併に関する協議は、3町村の事務事業すべてにわたりますので、その範囲は非常に多岐にわたり膨大な量になります。合併協定項目は、特に重要な事務事業などを43項目に集約したものです。ここでは住民の皆さんの生活に深く関わる事項を紹介します。

合併の方式

合併の方式は、新設合併（対等合併）とします。

合併の時期

平成17年2月11日（金）とします。

新町の名称

新町の名称は、「山都町」（やまとちょう）とします。

財産・債務の取扱い

財産及び債務については、現行のまま新町に引き継ぎます。

町・字の区域及び名称の取扱い

大字・字の名称及び区域は現行のとおりとします。また、名称の表示は「大字」の字句を削除して表示することとします。

例：「上益城郡矢部町大字浜町 番地」 「上益城郡山都町浜町 番地」

新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、矢部町浜町6番地（現矢部町庁舎）を含む周辺とします。ただし、敷地は国道218号に接するものとします。

事務機構及び組織

合併後10年間は、本庁・総合支所方式を採用します。発足時に、総務（管理）部門を中心に統合します。ただし、国の方針や社会情勢の変化により、弾力的な運用ができるものとします。

議会議員の定数と任期

- 1 新町の議会議員の定数は、22人とします。
- 2 公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区は設けません。
- 3 3町村の議会議員は、合併特例法の在任特例を適用し、平成17年10月31日まで新町の議会議員として在任します。

使用料・手数料の取扱い

窓口手数料などの手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平を図る必要があることから、住民負担に配慮し、合併時に統一します。また、体育館などの施設使用料については、施設的内容及び建設年度等が異なり、使用料が地域に定着していることを考慮し、現行のまま新町に引き継ぐこととします。ただし、同一又は類似した施設の使用料は、可能な限り統一します。

地方税の取扱い

- 1 賦課率は入湯税を除き3町村とも同率であるので、現行のまま新町に引き継ぎます。
- 2 入湯税については、矢部町の例により行います。
- 3 個人町民税・固定資産税の納期については、10期とします。なお、軽自動車税は、4月納期とします。
- 4 納税（貯蓄）組合及び報償金については、廃止します。

国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険税の課税方式については現行のとおりとします。税率については、合併特例法による不均一課税を適用し、平成19年までに調整を行い統一します。なお、賦課限度額、保険税の軽減については、現行のとおりとします。納期については、地方税の納期と併せて10期とします。

介護保険事業の取扱い

介護保険料については、事業計画が平成17年度末までとなっているため、現行のまま旧町村単位の保険料とし、平成18年度事業計画見直し時に統一します。納期については、10期とします。なお、保険料の軽減については、平成18年度の事業計画見直し時に統一します。

上記以外の項目や詳細な内容については現在調整中であり、合併前にその内容を取りまとめお知らせします。

矢部・清和・蘇陽合併協議会

〒861-3516 熊本県上益城郡矢部町千滝 232 番地

矢部町保健福祉センター千寿苑内

TEL : 0967-72-1066 FAX : 0967-73-1988

HP : <http://www.yss-gappei.jp>